

柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員懲戒審査委員会規則

令和 7 年 11 月 25 日
組合規則第 96 号

(準用規程)

第 1 条 本組合職員懲戒等審査委員会に関する規則については、美咲町職員懲戒審査会の規則(平成 17 年美咲町規則第 36 号)を準用する。

この場合において、同規則中「町長」を「管理者」に読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

附 則(令和 7 年 11 月 25 日組合規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。